新　旧　対　照　表

旧	新
高知県災害救助基金規則(抜粋)	高知県災害救助基金規則(抜粋)
本則	本則
第１条　この規則は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。次条において「法」という。)第 37 条の規定により設置する高知県災害救助基金(第５条において「基金」という。)に関し、高知県会計規則(平成４年高知県規則第２号)及び高知県財産規則(昭和 39 年高知県規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第１条　この規則は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。次条において「法」という。)第 37 条の規定により設置する高知県災害救助基金に関し、高知県会計規則(平成４年高知県規則第２号)及び高知県財産規則(昭和 39 年高知県規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(帳簿) 第５条　子ども・福祉政策部は、別記様式による災害救助基金管理簿を備え、その所管する基金に属する財産の取得、管理及び処分の状況を記録しなければならない。 ２　高知県会計管理者は、別記様式による災害救助基金出納簿を備え、基金に属する現金及び財産の出納並びに保管の状況を記録しなければならない。	削除
別記様式(第５条関係)	削除

災害救助基金管理簿
出納簿

目　次

区　分	ページ
預　金	
債　券	
備蓄物資	

預　金

年 月	年 日	摘　要	銀行名	預金種別	預入高	払出高	残　高
					円	円	円

債　券

年 月	年 日	摘　要	種　別	券面別	枚数	受入高	払出高	残　高
						円	円	円

備蓄物資

品目＿＿＿＿＿＿　　単位の呼称＿＿＿＿＿＿

年 月	年 日	摘　要	受入高		払出高		残　高	
			数量	価　格	数量	価　格	数量	価　格
				円		円		円